



目 次

規 則	ページ
◎高知県契約規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○大規模小売店舗に関する変更の届出（経営支援課）	1
○牛のヨーネ病の発生（畜産振興課）	1
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示（治山林道課）	1
○道路の区域変更（2件）（道 路 課）	2
○道路の供用開始（2件）（ 〃 ）	2
○自動車専用道路の指定（ 〃 ）	2
○建築基準法による道の指定（建築指導課）	3
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請（県民生活・男女共同参画課）	3
○平成23年度調理師試験の実施（健康長寿政策課）	3
○土地改良区の定款変更の認可（農業基盤課）	3
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局契約規程の一部を改正する規程	3
高知県教育委員会告示	
○県統計調査の実施（教育委員会事務局総務福利課）	4
高知県選挙管理委員会告示	
◎告示（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部改正（2・28掲示）	5

規 則

高知県契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年3月11日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第5号

高知県契約規則の一部を改正する規則

高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第45条第1項第2号中「年3.3パーセント」を「年3.1パーセント」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に既にこの規則による改正前の高知県契約規則第45条第1項第2号の規定により、延滞違約金を徴収する旨を約定している契約の当該延滞違約金の額の計算については、なお従前の例による。

告 示

高知県告示第128号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成23年3月11日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

(1) 届出者の名称

株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄

(2) 届出者の住所

松山市宮西一丁目2番1号

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヴェスタ桜井

高知市桜井町二丁目420-2ほか

(4) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社フジ	午前9時	午後10時

（変更後）

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯（変更前）午前8時45分から午後10時15分まで（変更後）午前8時45分から午後11時15分まで

(5) 変更年月日

平成23年3月1日

(6) 変更理由

来客の利便性向上のため

2 届出年月日

平成23年2月24日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

4 意見書に記載すべき事項

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(4) 意見の内容

高知県告示第129号

牛のヨーネ病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成23年3月11日

高知県知事 尾崎 正直

患畜

発生頭数	発生場所又は区域	発生日月日	処分
3頭	高岡郡四万十町	平成23年2月28日	殺処分

高知県告示第130号

平成23年2月高知県告示第85号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を四万十市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成23年3月11日

高知県知事 尾崎 正直

1 所在不明の森林所有者

(1)ア 登記簿記載の住所
中村市初崎

イ 氏名

- 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
- (2)ア 登記簿記載の住所
中村市名鹿
イ 氏名
東 長吉
- (3)ア 登記簿記載の住所
中村市名鹿 1 番屋敷
イ 氏名
安岡 浅次郎
- (4)ア 登記簿記載の住所
中村市名鹿 4 番屋敷
イ 氏名
安岡 太郎
- (5)ア 登記簿記載の住所
中村市名鹿 5 番屋敷
イ 氏名
池上 助太郎
- (6)ア 登記簿記載の住所
中村市名鹿 6 番屋敷
イ 氏名
鍋島 金太郎
- (1)ア 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
四万十市 (次の図に示す部分に限る。)
- イ 保安林として指定された目的
潮害の防備
- ウ 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度について
- (2)ア 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
四万十市 (次の図に示す部分に限る。)
- イ 保安林として指定された目的
干害の防備
- ウ 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度について
- (3)ア 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
四万十市 (次の図に示す部分に限る。)
- イ 保安林として指定された目的
魚つき
- ウ 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度について
- (4)ア 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
四万十市 (次の図に示す部分に限る。)
- イ 保安林として指定された目的
公衆の保健
- ウ 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度について
高知県告示第131号
道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、
道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成23年3月11日から2週間高知県土木部道
路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成23年3月11日

- 高知県知事 尾崎 正直
- 1 道路の種類 県道
 - 2 路線名 川登中村
 - 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市川登字段ノ 川1865番1から 四万十市川登字ウシ ロクシ3017番1まで	前	6.7 }	95 23.8
	後	A	6.7 }
B		6.0 }	105 15.6

高知県告示第132号
道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、
道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成23年3月11日から2週間高知県土木部道
路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成23年3月11日

- 高知県知事 尾崎 正直
- 1 道路の種類 県道
 - 2 路線名 家俊岩戸真幸
 - 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐市家俊字大西66 番1から	前	9.0 }	59 16.6
	後	9.0 }	59 16.6

土佐市家俊字音丸ノ 下84番3まで	後	9.0 }	59 9.2
----------------------	---	----------	-----------

高知県告示第133号
道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定により、
道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、平成23年3月11日から2週間高知県土木部道
路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成23年3月11日

- 高知県知事 尾崎 正直
- 1 道路の種類 県道
 - 2 路線名 川登中村
 - 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
四万十市川登字段ノ川1865 番1から 四万十市川登字ウシロクシ 3017番1まで	105	平成23年3月11 日

高知県告示第134号
道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定により、
道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、平成23年3月11日から2週間高知県土木部道
路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成23年3月11日

- 高知県知事 尾崎 正直
- 1 道路の種類 県道
 - 2 路線名 家俊岩戸真幸
 - 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
土佐市家俊字大西66番1か ら 土佐市家俊字音丸ノ下84番 3まで	59	平成23年3月11 日

高知県告示第135号
道路法 (昭和27年法律第180号) 第48条の2第2項の規定に基
づき、自動車専用道路を次のとおり指定する。

その関係図面は、平成23年3月11日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年3月11日

高知県知事 尾崎 正直

指 定 区 間	延 長 (メートル)	指定年月日
安芸郡北川村野友字目コキ島1034番1から 安芸郡奈半利町宇芝崎乙3548番1まで	2,194	平成23年3月11日

高知県告示第136号

次の道を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により指定する。

平成23年3月11日

高知県知事 尾崎 正直

高岡郡四万十町平串字出雲447-3番地先から字紅岩1018-21番地先に至る延長59.1メートルの道

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成23年3月2日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成23年3月2日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所の 所在地	定款に記載された目的
平成23 年3月 2日	特定非 営利活 動法人 いたみ 医学研 究情報 センタ	川崎 元 敬	南国市 岡豊町 小蓮 高知大 学医学 部整形 外科教	人から痛みを取り除くことは医療分野における大きな命題の一つであるが、痛みは心も含めた個人の感情にも依存することが知られており、痛みを全人的に

一

室内

治療する手段は確立されていない。また痛み症状の緩和に関しては昨今の情報氾濫により、科学的根拠の伴わないビジネス広告も多くみられているがそれらを科学的目線から審査するシステムも確立されていない。本法人は、主に痛みの診療や研究に携わる多領域の医療従事者や痛みに関心を持つものが集まり、痛みをより科学的な面から追及することを目的とする。そして事業活動を通じ、市民にとって有益な痛み治療の発展および、根拠に基づいた情報の発信を行う。また、研究成果を社会に広く啓発すると同時にその医療を担う人材を育成し、この分野の医療・研究の指導的な役割を果たすことを目指す。

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定による平成23年度調理師試験を次のとおり行う。

平成23年3月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 試験の日時
平成23年7月20日（水）午後1時から
- 試験の場所
(1) 高知会場
高知市本町五丁目6-42 高知会館
(2) 安芸会場
安芸市本町三丁目11-5 安芸商工会館
(3) 幡多会場
四万十市右山五月町8-22 四万十市立中央公民館
- 受験願書の提出期間

平成23年5月25日（水）から同年6月2日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間に受け付ける。

なお、郵送による場合は、平成23年6月2日付けの消印のあるものまで受け付ける。

- 受験願書の提出先
県内の各福祉保健所及び高知市保健所。ただし、県外に居住する者は、高知県健康政策部健康長寿政策課（高知市丸ノ内一丁目2-20）に提出すること。
- 受験願書の配付時期等
平成23年5月2日（月）以降に、県内の各福祉保健所及び高知市保健所並びに高知県庁本庁舎1階募集要項コーナー及び県内の各市町村窓口において配付する。
- その他
(1) 受験についての必要事項は、受験願書に添付する案内書により指示する。
(2) 詳細については、高知県健康政策部健康長寿政策課（電話番号088-823-9675）に問い合わせること。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、安芸市赤野土地改良区の定款の変更を平成23年3月1日に認可した。

平成23年3月11日

高知県知事 尾崎 正直

公 営 企 業 局 管 理 規 程

高知県公営企業局契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月11日

高知県公営企業局長 長瀬 順一

高知県公営企業局管理規程第2号

高知県公営企業局契約規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局契約規程（昭和41年高知県企業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項第2号及び第29条第3項中「年3.3パーセント」を「年3.1パーセント」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規程は、平成23年4月1日から施行する。（経過措置）
- この規程の施行の日前に既にこの規程による改正前の高知県公営企業局契約規程（以下この項において「改正前の規程」という。）第26条第1項第2号の規定により延滞違約金を徴収す

る旨を約定している契約の当該延滞違約金の額の計算及び同日前に既に改正前の規程第29条第3項の規定により前払金に利息を付して返還しなければならない旨を約定している契約の当該利息の額の計算については、なお従前の例による。

教育委員会告示

高知県教育委員会告示第3号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。

平成23年3月11日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

- 1 調査の名称
高等学校卒業者の進学状況調査
- 2 調査の目的
高等学校卒業者の進学状況を調査し、教育行政上の資料とするため。
- 3 調査対象の範囲
 - (1) 地域
高知県全域
 - (2) 属性
高等学校卒業者
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 平成23年3月の高等学校卒業者の進学状況に関する事項
 - (ア) 卒業者数
 - (イ) (ア)のうち大学又は短期大学への進学志願者数
 - (ウ) (イ)のうち進学者数
 - (エ) (ウ)のうち大学及び短期大学の学校別（複数の学部又は本科を置く大学又は短期大学にあつては、学部又は本科別に区分するものとする。）並びに学部及び学科系統別の進学者数
 - イ 平成22年3月以前の高等学校卒業者であり、かつ、平成23年度に大学又は短期大学への進学を志望した者の進学状況に関する事項
 - (ア) 大学又は短期大学への進学志願者数
 - (イ) (ア)のうち進学者数
 - (ウ) (イ)のうち大学及び短期大学の学校別（複数の学部又は本科を置く大学又は短期大学にあつては、学部又は本科別に区分するものとする。）並びに学部及び学科系統別の進学者数
 - ウ 四国内の国立大学並びに高知県内の公立大学及び短期大学に関する大学又は短期大学別の進学志願者数及び合格者数
 - (2) その基準となる期日

平成23年4月5日

- 5 報告を求める者
 - (1) 数
約7,000人
 - (2) 選定方法
全数
- 6 報告を求めるために用いる方法
 - (1) 調査組織
高知県教育委員会が県内の高等学校に直接報告を求める。
 - (2) 調査方法
文書調査（電子メール又は郵送による。）
- 7 報告を求める期間
平成23年4月5日から同月13日まで

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第8号の2

平成18年12月高知県選挙管理委員会告示第102号（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成23年2月28日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

2 老人ホームの表中

「

有料老人ホームながはまの里	高知市長浜4981番地
---------------	-------------

」

を

「

有料老人ホームながはまの里	高知市長浜4981番地
有料老人ホーム神田	高知市神田2323番地1
有料老人ホームあつとホーム	高知市神田1068番地1

」

に改める。